

## 償却資産の課税対象となる大型特殊自動車について

下表に記載されている車両は大型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告が必要です。ナンバー登録の有無に関わらず、全て申告してください。ただし、同種の車両であっても、下表右の要件に全て該当しない場合は小型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無に関わらず、軽自動車の登録が必要です。また、申告は賦課期日時点で建設機械等を保管する「主たる定置場」のある市町村に対して行うこととなります。

### ○大型特殊自動車の種類及び条件

【道路運送車両法施行規則第2条別表第一より】

種 類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車の要件
一般用 ・ 建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に <u>1つでも該当する場合は</u> 、大型特殊自動車です。 ①最高速度が15km/hを超える。 ②長さが4.7mを超える。 ③幅が1.7mを超える。 ④高さが2.8mを超える。
農 耕 作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が35km/h以上の場合は、大型特殊自動車です。
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	全て大型特殊自動車です。

※同種の車両であっても最高速度が異なる場合があるため、カタログ等を十分ご確認ください。

### 【参考】大型特殊自動車の分類番号

※分類番号は下記のナンバープレートの            線部分

- ①建設機械の場合：0で始まる車両、0、00～09、000～099（00AなどA～Zも含む）
- ②建設機械以外の場合：9で始まる車両、9、90～99、900～999（9ZZなどA～Zも含む）

＜①建設機械の場合＞

	宮崎	<u>0</u>		
あ	1	2	—	3 4

＜②建設機械以外の場合＞

	宮崎	<u>99</u>		
い	4	5	—	6 7

### 農耕作業用トレーラ（農耕トラクタのけん引車）をお持ちの方へ

令和元年12月25日付けで、これまで償却資産として固定資産税の課税対象であった農耕作業用トレーラ（農耕トラクタのけん引車）については、軽自動車税（種別割）の課税対象となりました。軽自動車登録を行った農耕作業用トレーラは、償却資産の対象外となりますのでご注意ください。なお、軽自動車登録に伴い、償却資産申告内容に修正がある場合は、修正申告をお願いします。